

軍用地に係る税務等について

—相続手続及び税務への対策に関する説明会—

2018（平成 30）年 9 月

一般社団法人沖縄県軍用地等地主会連合会（土地連）

軍用地に係る税務等について

—相続手続及び税務への対策に関する説明会—

「軍用地に係る税務等について」の説明会は、本会の実施している公益的な活動の一環として、駐留軍用地や自衛隊施設用地等に係る相続手続や、税務を取り巻く状況とその対策について、関係地主の方々の理解を深めてもらうことを目的として開催します。

説明会は2部構成で、第1部では、法定相続情報制度という新たな制度や、相続と贈与に係る税金について説明をしていただくため、那覇地方法務局及び本会顧問税理士に講師を依頼しました。関係する制度の概要などについて説明をしていただきます。

第2部では、関係地主の関心の高い、相続や贈与を取り巻く現状について、最近話題となっている民事信託について、関係する団体の役員に講師を依頼しました。民事信託の概要とその事例などについて、アドバイスを交えて説明をしていただきます。

参加者におかれましては、本説明会を通じて、駐留軍用地や自衛隊施設用地等に係る税務や相続、贈与への対策を始める契機にいただけると幸いです。

第1部

「法定相続情報証明制度について」

那覇地方法務局宜野湾出張所 所長 比嘉 栄一 氏……1 頁

「相続、贈与に係る税金について」

沖縄県軍用地等地主会連合会 顧問税理士 仲地 祐三 氏……4 頁

第2部

「民事信託（家族信託）について」

—土地の承継、共有対策や持ち主の認知症対策への画期的制度—

一般社団法人家族信託普及協会 代表理事 芳屋 昌治 氏……6 頁

法定相続情報証明制度について

那覇地方法務局宜野湾出張所

比 嘉 栄 一

1 はじめに

近時、いわゆる所有者不明土地や空き家問題が取り沙汰され、その要因の一つとして、相続登記が未了のまま放置されていることが指摘されています。

法務省・法務局では、これらの問題への対応に向けて、相続人の相続手続における手続的な負担軽減と相続人に対する相続登記の直接的な促しの契機を創出することにより、相続登記がされないまま放置されることを抑制し、相続登記を促進するため、法定相続情報証明制度を創設し、平成29年5月29日からその運用を開始しました。

2 法定相続情報証明制度の創設までの経緯

法務省・法務局においては、相続登記の促進に向けて、手続的な負担の軽減に加えて、相続登記の必要性についての意識を向上させることが重要であると考え、「未来につなぐ相続登記」をキャッチフレーズに付して、相続登記の促進に関する記事をホームページに掲載するなどの広報活動のほか、リーフレットを作成し、市町村の死亡届の窓口等へ備え付けて活用していただくよう呼びかけを行うなど、関係機関と連携して相続登記に関する周知広報活動を積極的に行っているところです。

また、平成27年度に「所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会」が立ち上げられ、その検討結果として、国、地方公共団体及び関係団体に取り組むべき対策が提言され、この中で、所有者とその所在の明確化を図るためには、相続登記促進のための取組を行うことのほか、相続登記が行われていない土地について、登記が円滑に行われるよう、可能な方策を検討することが提言されました。

政府全体においても、相続登記を促進することが重要であるとの認識の下、平成28年6月に閣議決定された「経済運営と改革の基本方針2016」（いわゆる「骨太の方針」と呼ばれています。）において、相続登記の促進に取り組むことが明記されています。

ところで、被相続人の死亡後に必要となる相続手続は、相続登記だけではなく、金融機関等における預金の払戻手続など様々なものがあります。現状では、相続人

が誰かなどを確認するため、各種相続手続を行うたびに被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍・除籍謄本の束を金融機関等に提出する必要が生じています。こうした手続の煩雑さにより、複数の相続手続を短期間で行うことが難しく、不動産を売却する必要がある場合などは、相続登記がされないまま放置されてしまう傾向があるのではないかと考えられます。

そこで、各種相続手続の際に戸籍・除籍謄本の束を提出する手間を省略化して手続的な負担を軽減するとともに、相続に直面した相続人に対して相続登記を行うことのメリットやこれを放置することによるデメリットを登記官が説明し、相続登記の必要性についての意識を高める機会を設けることによる相続登記の促進のための制度として、法定相続情報制度が創設されたものです。

3 法定相続情報証明制度の概要

法定相続情報証明制度は、相続登記をはじめとする各種相続手続における手続的な負担軽減及び相続登記の意識向上による相続登記の促進を図るものです。

相続人が、相続人・被相続人の戸籍・除籍謄本を自ら収集する点は、法定相続情報証明制度が創設される前と同様ですが、一度それらを基に一枚又は数枚の書面からなる法定相続情報一覧図を作成して、登記所に提出すれば、登記官が必要な戸籍関係書類が揃っているかどうかを確認の上、戸籍及び相続の法令に基づき、その法定相続情報一覧図と戸籍関係書類一式を読み解き照合して、その法定相続情報一覧図の写しを作成・認証し、申出人に必要な通数を交付することとされています。

相続人が法定相続情報証明制度を利用して、各種相続手続で戸籍・除籍の束ではなく、一覧図を提出した場合、例えば、複数の金融機関に預金口座があるときなどには手続を同時に進めることができ、各金融機関においても戸籍関係書類一式を読み解く時間が削減されるといった利点もあります。

なお、一覧図の写しは、いわゆる一般行政証明として交付するものであり、その利用は無料です。

4 法定相続情報証明制度の運用

法定相続情報証明制度を創設するに当たっては、登記の申請手続において一覧図の写しをもって相続があったことを証する情報に代えることができることを法制上明確にしています。

法定相続情報一覧図の様式及び記載例等については、法務局ホームページに掲載されていますが、一覧図の写しの交付の申出・作成・交付等に係る各過程の概要は

次のとおりです。

(1) 法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの申出ができる登記所

- ア 被相続人本籍地
- イ 被相続人最後の住所地
- ウ 申出人の住所地
- エ 被相続人名義の不動産の所在地

(2) 法定相続情報一覧図の申出人

- ア 相続人
- イ 代理人（法定代理人又は弁護士、司法書士等）

(3) 法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの申出書の添付書類

- ア 被相続人の出生時から死亡時までの戸籍・除籍謄本又は全部事項証明書
- イ 相続人の戸籍謄本、抄本又は記載事項証明書
- ウ 被相続人に係る住民票の除票や戸籍の附票
- エ 法定相続情報一覧図

なお、一覧図の写しの交付の際には、添付していただき戸籍・除籍謄本等は申出人に返却されます。

(4) 法定相続情報一覧図の写しの再交付

法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの申出に関する書類は、5年間保管されることから、その間は、申出人は一覧図の写しの再交付の申出をすることができます。

5 おわりに

法定相続情報証明制度が創設されてから1年が経過し概ね順調に運用されているところですが、同制度は、相続登記の促進という政府の重要な政策を達成するための手段として位置付けられものであり、相続登記の必要性を働きかける有用な方策の一つであることからさらに本制度のが利用されることを期待しています。

相続、贈与に係る税金について

沖縄県軍用地等地主会連合会

顧問税理士 仲地 祐三

I 相続及び贈与の際に適用される軍用地等の評価倍率改正の影響について

○ 軍用地等の評価倍率表

市町村	施設名	地目	固定資産税評価額に乘じる倍率								27年～ 30年の 増加率
			27年分	28年分		29年分		30年分			
				倍率	増加率	倍率	増加率	倍率	増加率		
沖縄市	嘉手納飛行場	雑種地	1.9	2.2	15.8%	2.6	18.2%	3.1	19.2%	63.2%	
宜野湾市	普天間飛行場	雑種地	1.5	1.7	13.3%	2.0	17.6%	2.7	35.0%	80.0%	
那覇市	航空自衛隊那覇基地	雑種地	2.1	2.5	19.0%	3.0	20.0%	3.6	20.0%	71.4%	

※ 上記評価倍率は国税庁ホームページに公開されています。

○ サンプル調査（嘉手納飛行場（沖縄市）に年間地料500万円の軍用地のある方）

① 軍用地の評価額

（単位：万円）

区分		① 固定資産税 評価額	② 相続税 評価倍率	③ 地上権 (借地権) 割合	④ (①×②× 60%) 相続税評価額	対前年 増加額
軍用地	27	5,203	1.9	40% (減額)	5,931	
	28	5,203	2.2	40% (減額)	6,868	937
	29	5,203	2.6	40% (減額)	8,117	1,249
	30	5,359	3.1	40% (減額)	9,968	1,851

・（計算に当たっての前提）

- ・ 軍用地以外に自宅（土地・建物）があり、相続税評価額は1,500万円である。
- ・ 夫（被相続人）は、平成30年1月に死亡。相続人は妻、子3人の計4人
- ・ 預貯金はなく、財産を法定相続分どおりに取得したものと計算

② 相続税額

（単位：万円）

	27年分	28年分	29年分	30年分
相続財産額	7,431	8,368	9,617	11,468
基礎控除額	5,400	5,400	5,400	5,400
課税遺産総額	2,031	2,968	4,217	6,068
相続税の総額	204	250	478	712
納付税額	102	125	239	356

※ 妻は配偶者の税額軽減を受けて納付税額は「0」

II 贈与税（2種類）について

1 暦年課税

- ・ 1年間に贈与を受けた金額から 110 万円（基礎控除額）を控除する。
110 万円を超える場合、贈与税がかかる。

2 相続時精算課税

(1) 相続時精算課税の概要

- ・ 贈与を受けた財産価額から 2,500 万円（特別控除額）が控除される。
2,500 万円を超える場合、超えた金額に対して一律 20 % の贈与税がかかる。
- ・ 贈与者がなくなった時に相続税の計算上、相続財産にこの相続時精算課税を適用した贈与財産（贈与時の時価）を加算して相続税額を計算します。その際、既に支払った贈与税額を相続税額から控除する。（控除しきれない金額は還付される。）

(2) 相続時精算課税の適用要件等

- ・ 贈与者は、贈与をした年の 1 月 1 日現在において、60 歳以上の父母又は祖父母
- ・ 受贈者は、贈与を受けた年の 1 月 1 日現在において、20 歳以上の子又は孫
- ・ 贈与税の申告書と「相続時精算課税選択届出書」を贈与税の申告期限までに税務署に提出しなければならない。
- ・ 一度、相続時精算課税を選択すると、その選択をした年分以降、全て相続時精算課税が適用され、「暦年課税」へ変更できない。

(3) 相続時精算課税を選択した場合の不動産取得税について

- ・ 相続により土地を名義変更した場合は、不動産取得税はかからないが、相続時精算課税時（贈与）の場合は、不動産取得税がかかる。

【サンプル調査】

嘉手納飛行場（沖縄市）、年間地料 100 万円、相続税評価額 1,994 万円、
固定資産評価額 1,072 万円の場合

$$\text{不動産取得税 } 1,072 \text{ 万円} \times 4\% = 428,800 \text{ 円}$$

民事信託（家族信託）について

土地の承継・共有対策や持ち主の認知症対策への画期的制度

◆目次◆

話題の家族信託とは？

家族信託の活用事例と相続対策事例

本当の相続の意味を考える



プロサーチ株式会社

あなたと大切な家族の心と暮らしを豊かにする
「相続」と「税」に強い『不動産』の専門家



一般社団法人

家族信託普及協会®

芳屋昌治

公認不動産コンサルティングマスター（相続対策専門士）

CFP®（日本FP協会）

1級ファイナンシャル・プランニング技能士（厚生労働省認定国家資格）

相続診断士®（相続診断士協会）/宅地建物取引士

本レジュメは、一般論を総括した内容や当社の主観的な表現が含まれています。また、資料、データ等については当社が信頼できると考えている情報が掲載されていますが、その情報の正確性を検証しておりません。よって、当社が情報等の責任を保证するものではありません。また主催者企業のコーポレートオピニオンではありません。本書に含まれる情報を利用して何らかの行為をされる場合には、専門家に相談いただき、皆様ご自身が判断をされるようお願い致します。

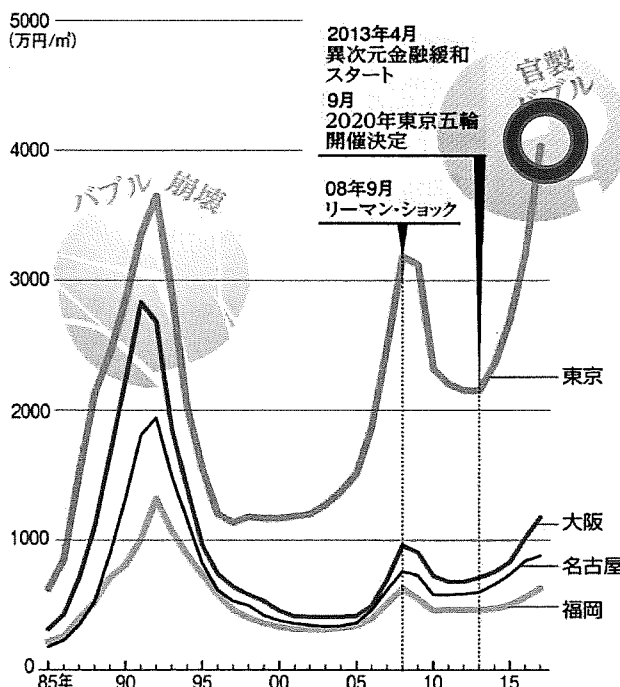
※この資料の一部または全部を複写、複製して第三者に頒布することは、その形態を問わず禁止します。Copyright (C) 2017 Pro Search, Inc. All rights reserved 1

最新相続税路線価から見えるもの

2017年路線価！

都内路線価 3.2%上昇！

東京の最高路線価はバブル期を超えた



2018年度路線価！！

都道府県別では沖縄県 が上昇率5.0%でトップ

この先どこまで続くのか？長く続かない、明日から下落が始めるかも。オリンピックの前の年がピークかも・・・色々言われているが。

マーケットが崩壊しても首都圏、主要都市の一流の不動産はそこまで下がらない可能性も。

1990年のバブル期の投資マネーは日本マネーが中心だった。今は世界のマネーやファンドマネーが混在。現時点でも世界に比べても日本の不動産は割安感もある。

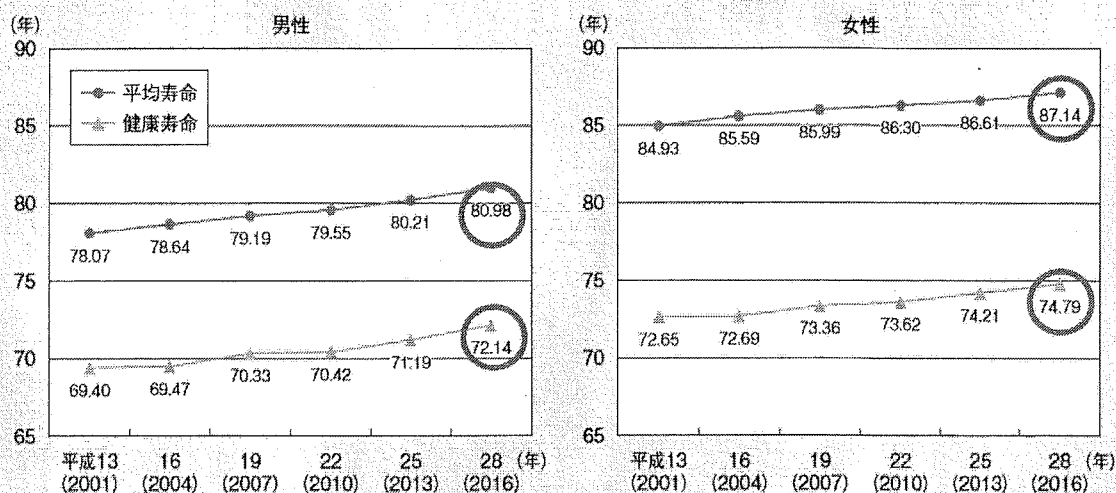
少しでも下がったら、海外の投資家が買いに来る。だからメジャーな場所の特定の不動産の価格はそれほど影響ない。

一方郊外や地方の不動産は厳しさを増すだろう。

路線価が上がると？既に行った相続
税対策も見直しが必要？

平均寿命と健康寿命

健康寿命と平均寿命の推移



資料：平均寿命：平成13・16・19・25・28年は、厚生労働省「簡易生命表」、平成22年は「完全生命表」
健康寿命：平成13・16・19・22年は、厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」、平成25・28年は「第11回健康日本21（第二次）推進専門委員会資料」
※内閣府発表「平成30年度版高齢者白書」より

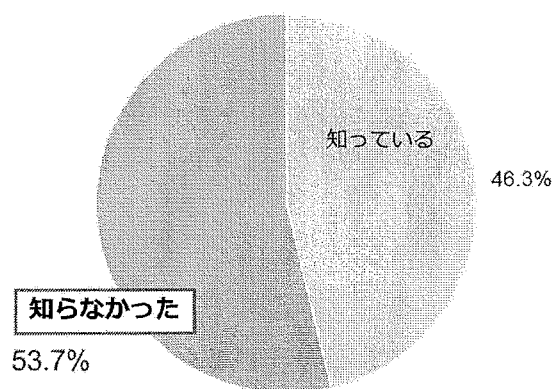
女性平均寿命87.14歳→健康寿命74.79歳 その差12.35歳
男性平均寿命80.98歳→健康寿命72.14歳 その差8.84歳

5

認知症などになったら財産管理は（金融資産）

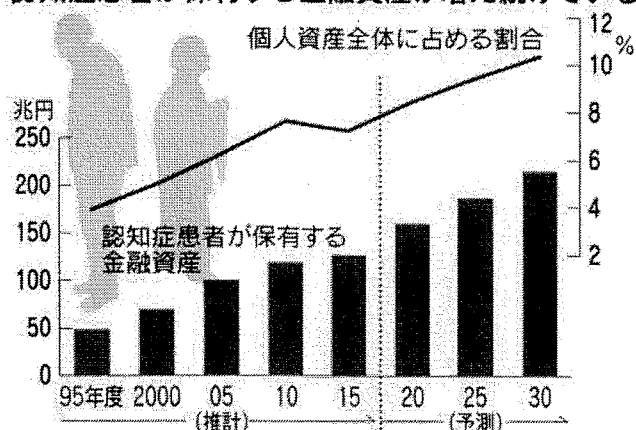
Q.預貯金凍結

親が認知症になった場合、銀行口座などが凍結されて、「成年後見人」以外は配偶者や子供であっても、お金を引き出すことができなくなることをご存知ですか。



2030年215兆円凍結か？

認知症患者が保有する金融資産が増え続けている



(注) 第一生命経済研究所の試算を基に作成

高齢化の進展で認知症患者が保有する金融資産が増え続け2030年度には今の1.5倍の215兆円に達し、家計金融資産全体の1割を突破しそうだ。認知症になると資産活用意思表示が難しくなり、お金が社会に回りにくくなる。国内総生産(GDP)の4割に相当するマネーが凍結状態になれば、日本経済の重荷になりかねない。お金の凍結を防ぐ知恵を官民で結集する必要がある。(2018年8月27日付日本経済新聞より)

認知症等になると資産管理や処分が困難に

これまでは「成年後見制度」を使うしかなかった！
だが実態は、柔軟な資産管理や相続対策は厳しい・・・制度の限界

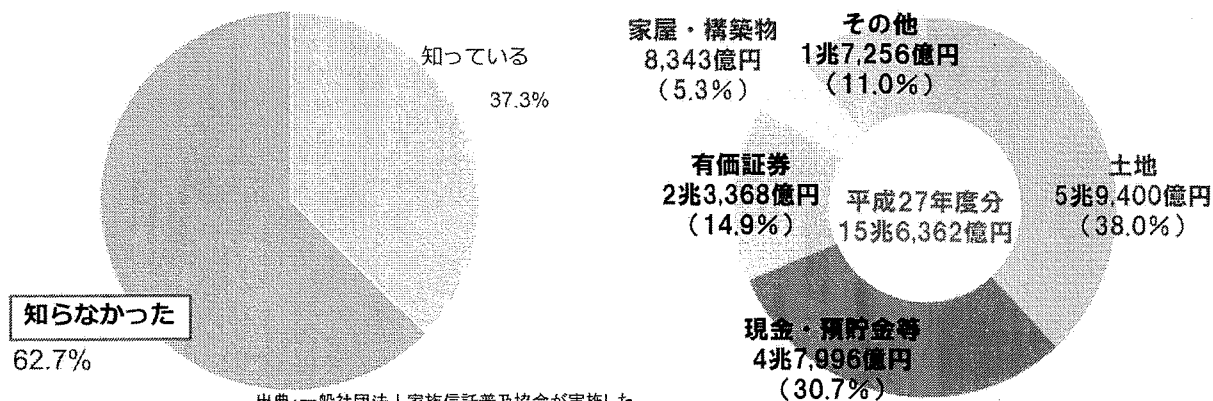
4

認知症などになったら財産管理は（不動産）

Q.不動産売買

親が認知症になった場合、土地の売買などの契約行為ができなくなることをご存知ですか。

■財産構成（相続税申告財産平成27年度）



出典：一般社団法人家族信託普及協会が実施した「相続・家族信託に関する調査」の調査結果より
調査対象：全国の40歳以上の男女300名

**金融資産が215兆円凍結なら不動産は300兆円凍結か？
合わせると500兆円もの資産が動かなくなる「国家的危機」**

だからこそ「家族信託」が日本を救う！
ただし手段の一つでしかない。どう使うか真剣に考える時がきた！

5

民事信託・家族信託とは

信託法が84年ぶりの改正（2007年9月施行） 「家族信託」が実現！

★営利を目的とせず、特定の1人から1回だけ信託を受託しようとする場合、受託者（個人・法人も可）に信託業の免許は不要。結果、**誰でも受託者（財産を預かる者）**になることができる。

■商事信託と民事信託

■信託法

第七条（受託者の資格）

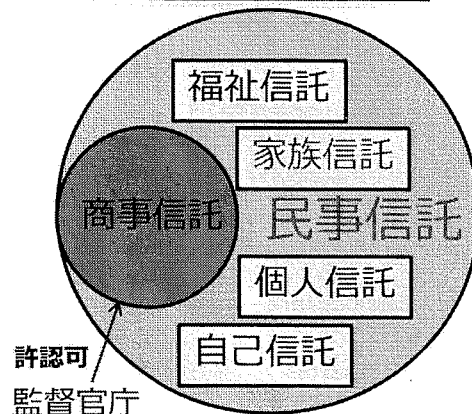
信託は、未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人を受託者としてすることができない。

→民事信託の場合には、**誰でもが受託者**となることができ、**会社や法人も当然に受託者になることができる。**

■信託業法

第一条（目的）

この法律は、信託業を営む者等に関し必要な事項を定め、信託に関する引受けその他の取引の公正を確保することにより、信託の委託者及び受益者の保護を図り、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。



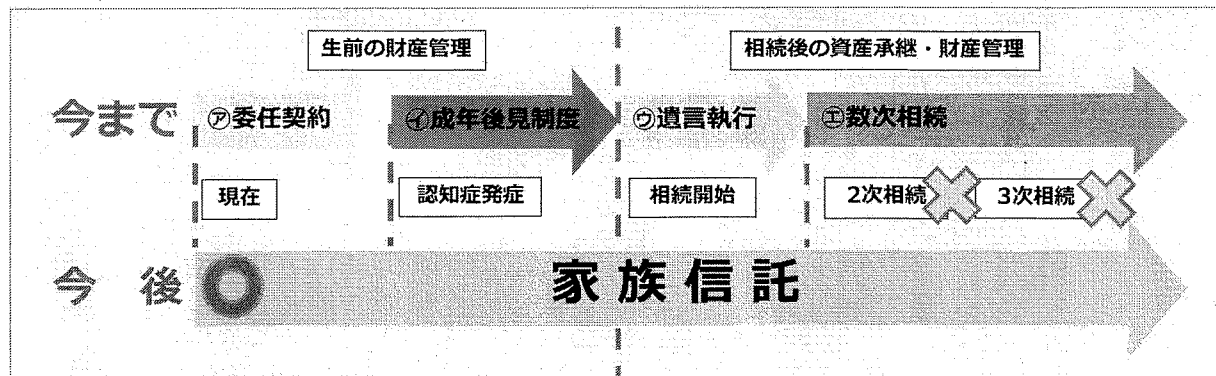
信頼できる家族に託すことができれば一番良い！

だから 通称「家族信託」

※「家族信託」は法律用語ではない

6

一般的な資産承継の対策



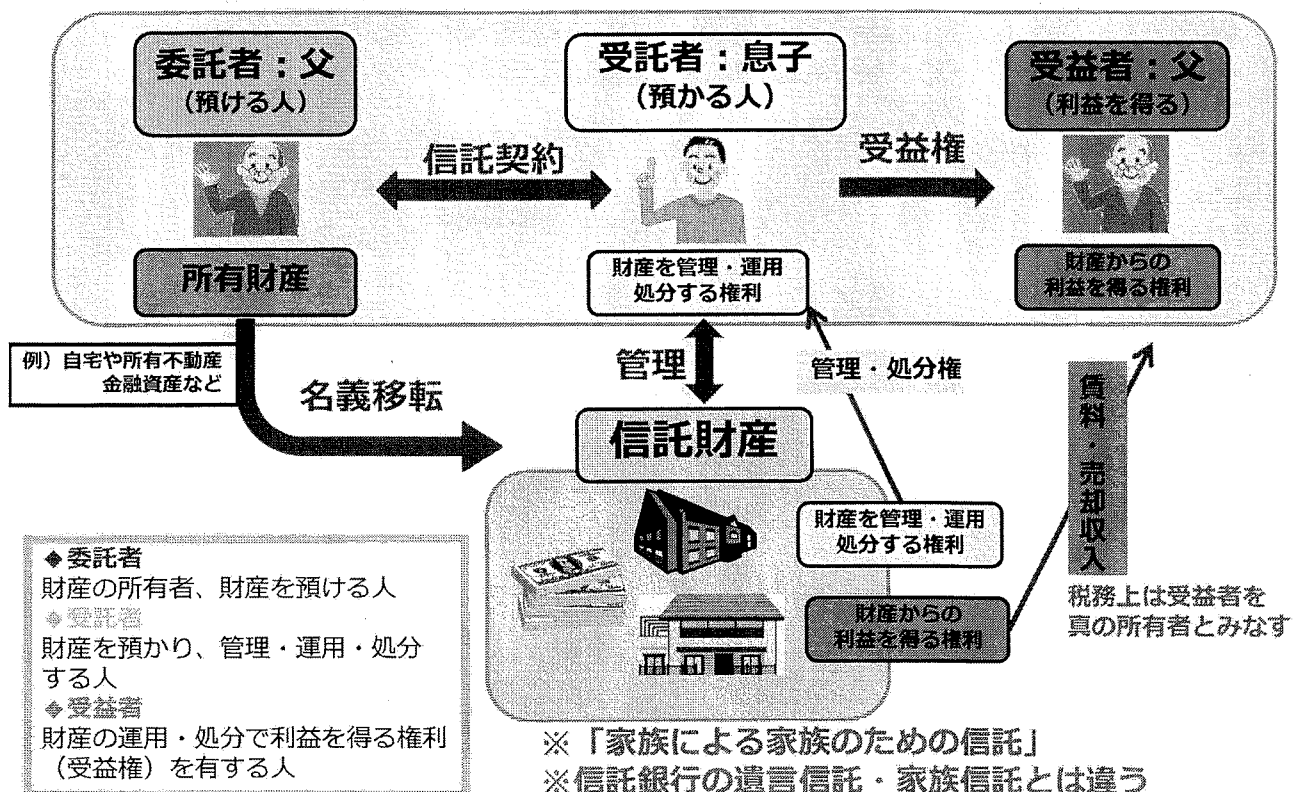
◆認知症、病気、障がい者など不動産所有者が判断できないと不動産売却、活用、相続対策ができない。 △成年後見制度
⇒資産を移転せずに、それらを可能にする「家族信託」

◆委任契約・成年後見制度・遺言の3つは手続きが煩雑
⇒すべての機能を生前（元気→認知）から相続発生後の財産管理まで一貫して1つの信託契約で実現する事が可能に！

◆2次相続以降の財産の承継先を指定することは民法では無理
⇒民法では不可能だった次々以降の財産特定承継を可能に！

家族信託とは？

★信託の起源は中世ヨーロッパの十字軍イスラム征伐時代に遡る



家族信託の仕組み

信託不動産の登記簿記載例

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成2年12月1日 第●●●号	原因 平成2年12月1日売買 所有者 東京都杉並区××× 山田太郎
2	所有権移転	平成25年1月25日 第○○○号	原因 平成25年1月25日信託 受託者 東京都武蔵野市××× 山田子太郎
	信託	余白	信託目録第△△号

信託目録			調整	余白
番号	受付年月日・受付番号	予備		
第△△号	平成25年1月25日 第○○○号		余白	
1.委託者に 関する事項	東京都杉並区×××丁目…番…号 山田太郎	⇒託した人(委託者)		
2.受託者に 関する事項	東京都武蔵野市×××丁目…番…号 山田子太郎	⇒受託者		
3.受益者に 関する事項	東京都杉並区×××丁目…番…号 山田太郎	⇒収益を得る人(受益者)		

委託者 = 受益者

⇒贈与税や取得税はなし

財産の管理処分権限を持つものとして
形式的に所有者欄に記載されます

何のための信託か(目的)	
信託の目的	受益者の資産の適正な管理及び有効活用を目的とする。
信託財産の管理方法	1. 受託者は、信託不動産について、信託による所有権移転または所有権保存の登記及び信託の登記手続を行うこととする。 2. 受託者は、信託不動産を第三者に賃貸することができる。 3. 受託者は、裁量により信託不動産を換価処分することができる。 4. 受託者は、信託の目的に照らして相当と認めるときは、信託不動産となる建物を建設することができる。
4.信託条項	信託の終了事由 本件信託は、委託者兼受益者 山田太郎 が死亡したときに終了する。 その他の信託の条項 1. 本件信託の受益権は、受益者及び受託者の合意がない限り、譲渡、質入れその他の担保設定等すること及び分割することはできないものとする。 2. 受益者は、受託者との合意により、本件信託の内容を変更することができる。 3. 本件信託が終了した場合、残余の信託財産については、山田子太郎に帰属するものとする。

死亡後の資産の承継先を指定できる

⇒遺言機能

9

ケース1 一軒家から老人施設へ移住する(認・病対策)

相談者: 83歳女性(子供1人)

- ◆現在古家に一人暮らし⇒そろそろ安心できる施設へ移住しようかしら。
- ◆家はそのままにして、将来必要があれば貸しても売っても・・・

一般の場合



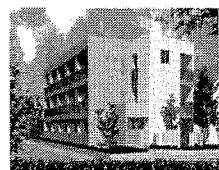
母83歳



長男58歳



移り住む



★母が認知などで意識低下になると・・・

自宅は売ることも活用することも大変になる

家族信託+α

長男優しくいい子だけど
少し心配 母83歳

委託者
受益者

信託契約

受託者

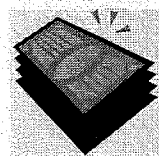
長男58歳



信託財産

処分/活用

売却代金は信託財産



受託者長男が手続きすれば
自宅を処分・活用することができる。

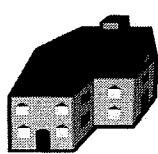
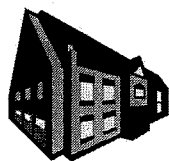
10

ケース2 高齢者不動産オーナーの資産管理 (読・病対策)

一般の場合

父82歳 (長男60歳・長女52歳)

- ◆父が所有し自分で管理している2棟のアパートがある
- ◆賃貸借契約などは父の代わりに長男や長女がサイン (代筆) している



父82歳



長女52歳

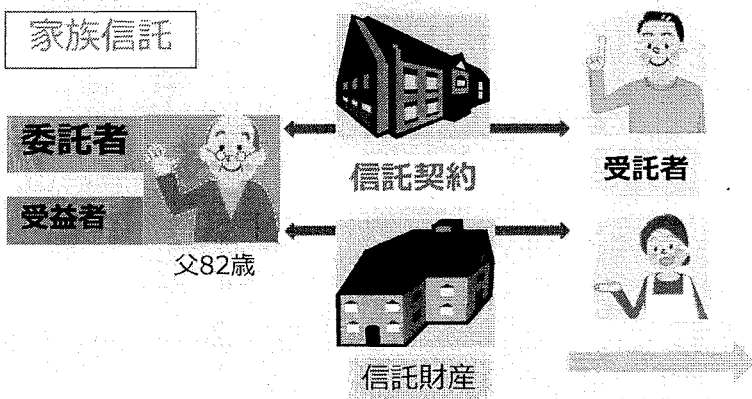


長男60歳

大規模修繕? 売却? 建替え?
Q: 父が万一意識判断能力がなくなると・・・賃貸借契約? 管理委託契約?

「成年後見制度」を活用すると一部可能

家族信託



将来引き継ぐ物件ごとに信託契約締結。

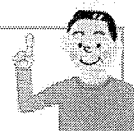
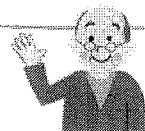
- ◆各々受託者ごとに
- ・大規模修繕◎
- ・売却◎
- ・建替え◎
- ・賃貸借契約◎
- ・管理委託契約◎

11

ケース3 軍用地や再開発・共同開発リスク回避

一般の場合

父82歳



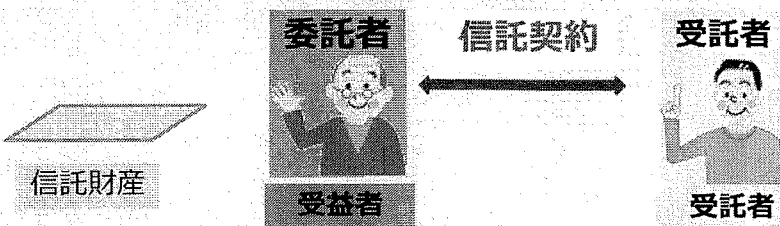
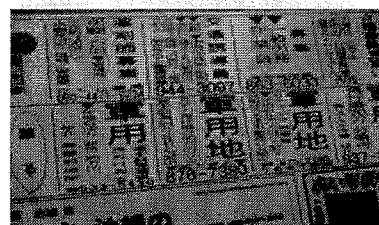
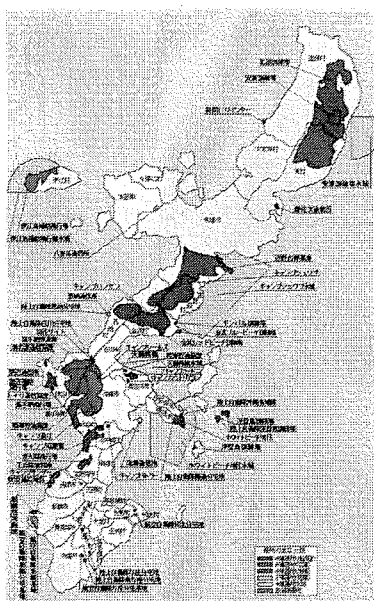
長男60歳

軍用地を所有の82歳

- ◆現在は元気、ただ少し忘れっぽくなってきた
- ◆地権者に高齢者多い。
- ◆売買や基地返還に伴って取引できるか心配
- ◆再開発の計画もあるが完了まで何年かかるか

心配① 賃貸管理や返還対応は大丈夫か??

心配② 地権者の1人が意思判断ができなくなったら開発全体がストップしてしまう。



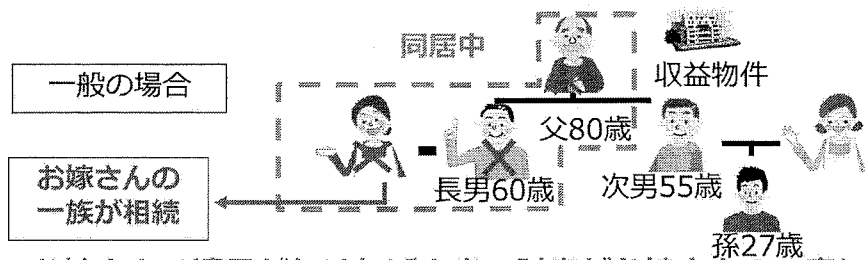
受託者 (家族や法人) の意思で、
軍用地をきちんと財産管理ができる。
さらに返還後のプロジェクトを進めることができる。

12

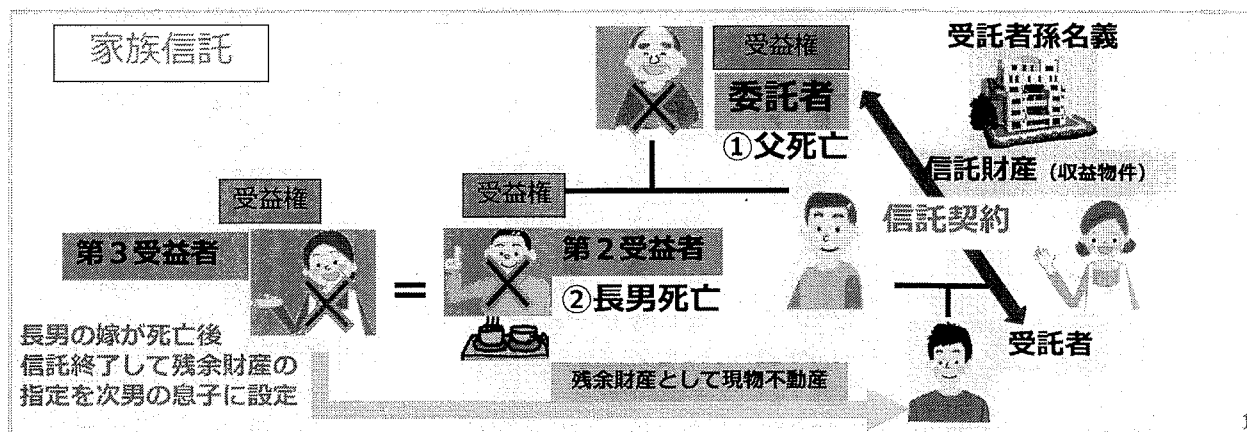
ケース4 家督相続と孫への資産承継 (承継対策)

相談者：80歳男性（子供2人）

- ◆長男家族には子供がいない。現在長男家族と同居中（家督相続重視）
- ◆最終的には家の財産（不動産）は次男の子供（孫）へ引き継がせたい



★お嫁さんの遺言が無ければ大半の財産がお嫁さんの一家に引き継がれてしまう！



13

家族信託お客様インタビュー動画

ご利用者インタビュー
～現実を知り「愕然とした」ことから始まる家族信託～

東京都国分寺区 結城様、お母さま

14

家族信託における問題・課題

◆受託者（家族）の暴走・受益者保護

⇒信託監督人・受益者代理人の設置・権限の制約

◆金融機関の対応

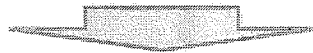
⇒口座開設・融資

◆税務・法務での見解や事例が少ない

⇒判決出るまで待ちますか？

◆分かりやすく正しく説明する人・実務を行う専門家が少ない

⇒どんな専門家が必要なのか？自分の役割は？



本当は親子・家族の対話が必要だが…
だから第三者のプロの通訳が必要

15

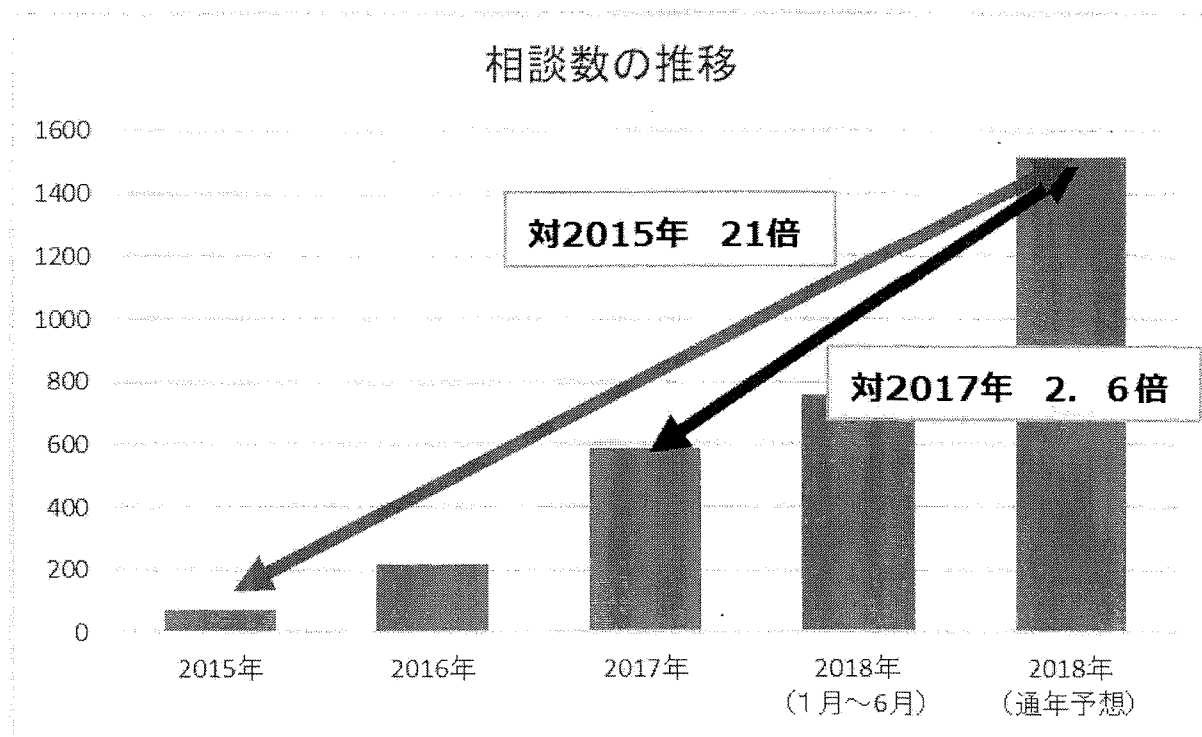
財産管理と相続7つのチェック

質問事項		チェック
1	相続や不動産の相談は専門家にしている	Yes / No
2	過去3年以内に相続財産の評価をしている	Yes / No
3	不動産は子供に平等に分けることができる	Yes / No
4	資産管理は家族と一緒にやっている	Yes / No
5	相続や老後について家族（子供）と気軽に話せている	Yes / No
6	病気や認知症になったら資産を管理する人がいる	Yes / No
7	遺言書やエンディングノートなどを書いている	Yes / No

➡ No 4コ以上あったら要注意

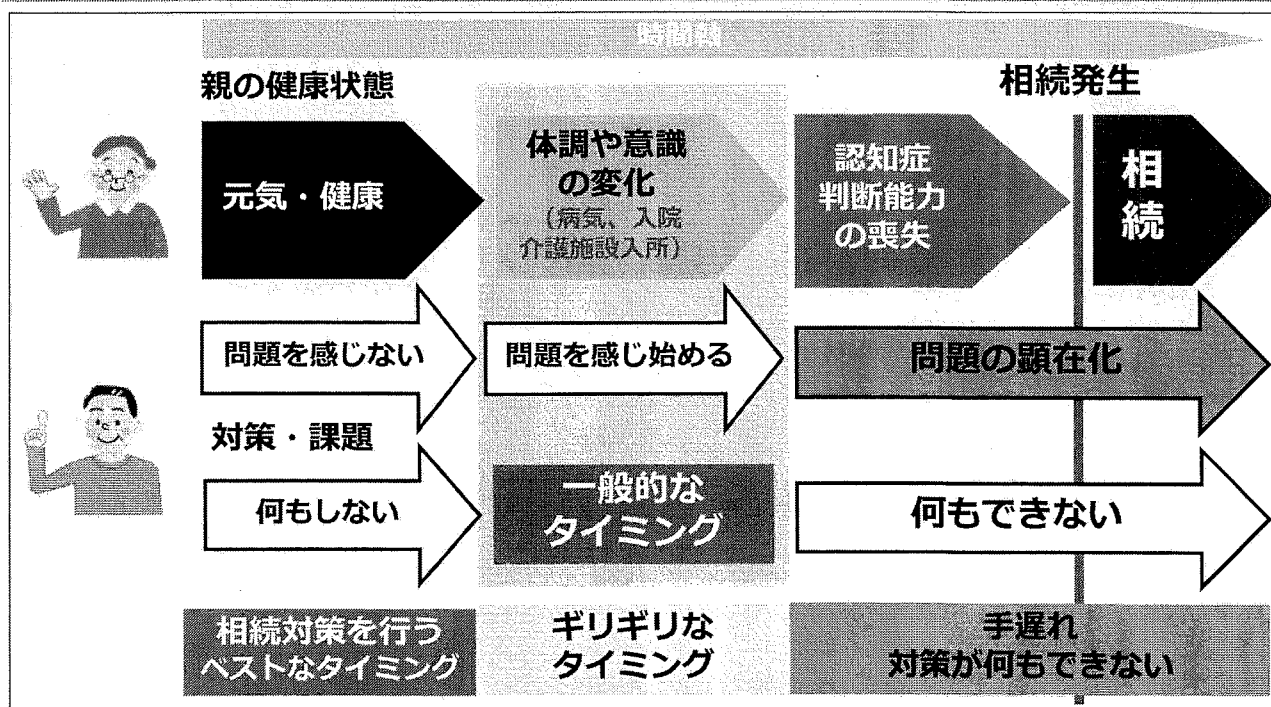
16

家族信託相談件数の推移



出典元:一般社団法人家族信託普及協会が実施した「家族信託に関する実務調査」の調査結果より
調査対象:全国の協会会員である専門家1500名を対象

家族信託・相続対策はいつから始めればいい？



人は対策が出来る時には何もせず、
問題を感じた時には何もできない

本当の相続の意味を考える

◆相続の定義とは

「資産」だけでなく、「モノ」「言葉」「想い」「思い出」や「生き方」など様々なことを大切な人に残し、引き継ぐこと。

だから

■誰でも相続に関係している。

(資産の額に関係なく、年齢・性別に関係なく)

■万一はいつでもくる・・・震災で実感！

(事故・病気・天災などいつ起きても不思議ではない。
人は量のわからない砂時計を持っているのと同じ)

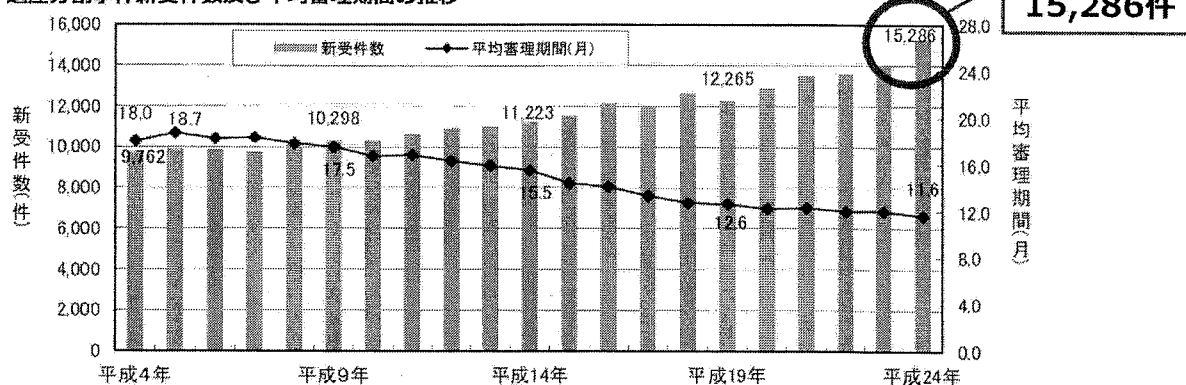
■財産を残すことや税金を減らすことより

(大切なのは、財産の残し方や残す意味を伝えること)

19

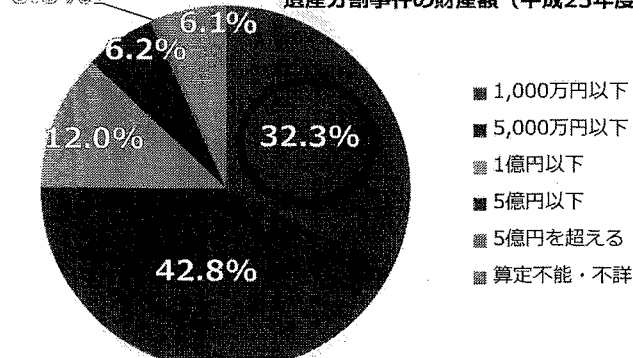
遺産分割事件数と財産額の割合

遺産分割事件新受件数及び平均審理期間の推移



出典：裁判所「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第5回）4家事事件の概況2.1遺産分割事件の概況」（平成25年7月12日公表）

遺産分割事件の財産額（平成25年度）



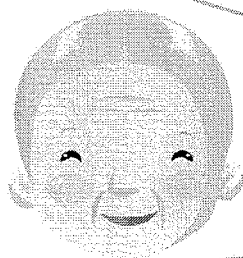
財産額	件数	割合
1,000万円以下	2,894	32.3%
5,000万円以下	3,827	42.8%
1億円以下	1,076	12.0%
5億円以下	557	6.2%
5億円を超える	51	0.6%
算定不能・不詳	546	6.1%

出典：裁判所（司法統計）家事平成25年度第52表遺産の内容別

20

■ 親心

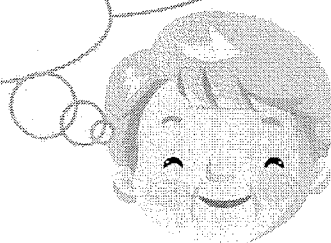
「豊かな老後を送りたいなあ」
「子どもたちに財産を残してあげたい」
「子どもたちに迷惑をかけたくない」
「老後が心配だわ」



しかし、言葉だけで
何から手をつけていいか分からず…

「またいつか考えればいいや。」
「まだまだ先のことから…」
「その時になったら何とかなる？」
「そのうち家族が何とかしてくれる」

先送りと…
過剰な期待…

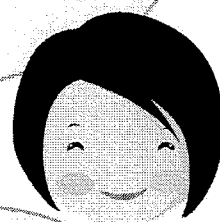


21

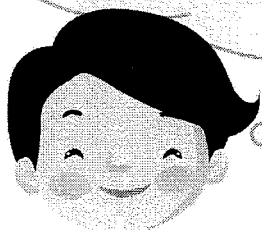
■ 子心

「将来は同居したほうがいいのかな？」
「病気や認知症になったらどうしよう」
「財産ってあるのかな？ 無いのかな？」
「うちは相続税ってかかるのかな？」

しかし、なんて聞いたらいいか・・・？



「介護が必要になったら自宅？ 施設？」
「葬儀は家族葬？ それとも派手なの？」
「お墓はどこに？」
「財産ってどう分けるの、何を残す？」
「何がどこにある？ 大切なモノは何？」



もっと話して（聞いて）おけばよかったと後悔！
⇒親のまごころ（真心）が分からず迷い、争う。

22

まとめ ～相続・家族信託 成功のキーワード～

- ① 元気健康なうちに（ 家族・親子 ）
で取り組む。⇒正確な財産把握・片付けなど
- ② まずは一つ子供を（ 信じて ）
託してみる。⇒やめることも追加も可能
- ③ 3つのハナス
（ 話す ）（ 離す ）（ 放す ）
⇒信頼できるパートナー（家族、専門家）が必要。

23

心と気持ちの整理 ～家族との対話 きっかけシート～

質問事項		大切な人 ()
1	一番好きな食べ物	
2	今、一番行きたいところ	
3	一番好きな色	
4	好きな曲（歌手）	
5	欲しいもの	
6	心に残っている映画	
7	親友の名前	
8	子供の頃なりたかったもの	
9	一番の楽しみは？	
10	今の不安や悩みは？	

24